外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その２）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

第七号の二様式（令和七年改正）

政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無	有・無
政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無	有・無

当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算

控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表１の⑥）	①	円
	前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱）	②	
	計（①＋②）	③	
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②））	④	
	外国税額のうち④の額を超える額は上段に、④と⑥の合計額を超える額は下段に	⑤	
	道府県民税の控除限度額（別表１の③）	⑥	
	市町村民税の控除限度額（別表１の④）	⑦	
	前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉑は上段に、㉒は下段に）	⑧ (イ)	
		⑧ (ロ)	
	計（⑥＋⑧(イ)は上段に、⑦＋⑧(ロ)は下段に）	⑨	
	当期分の控除外国税額（⑤又は⑨の各段のうち少ない額）	⑩ (イ)	
		⑩ (ロ)	
⑩又は当初申告税額控除額		⑪ (イ)	
		⑪ (ロ)	
前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額		⑫ (イ)	
		⑫ (ロ)	
法第53条第42項及び第321条の８第42項により控除できる金額（別表７（その２）の⑧）		⑬ (イ)	
		⑬ (ロ)	
当期分として算定した法人税割額（㉚若しくは㉝又は第6号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第6号様式（その2）の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第6号様式（その3）の⑦－⑧＋⑨－⑩）		⑭	
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬）のうち少ない額又は㉛及び㉞）		⑮	

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

事業年度又は連結事業年度		控除未済外国税額等⑯	当期控除額⑰	翌期繰越額（⑯－⑰）⑱
・　・ ・　・	道府県民税	円	円	
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			円
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
計⑫ (イ)	道府県民税			
計⑫ (ロ)	市町村民税			
当期分	道府県民税			
	市町村民税			
翌期繰越額計	道府県民税			
	市町村民税			

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所			従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき外国税額等⑲	各都道府県ごとに算定した法人税割額⑳	各都道府県ごとに控除する外国税額等（⑲又は⑳のうち少ない額）㉑	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき外国税額等㉒	各市町村ごとに算定した法人税割額㉓	各市町村ごとに控除する外国税額等（㉒又は㉓のうち少ない額）㉔
	名称	所在地								
特別区以外			人	円	円	円	人	円	円	円
	小計			㉕				㉖		
特別区				㉗（（⑪(イ)＋⑫(イ)＋⑬(イ)）－㉕）				㉘（（⑪(ロ)＋⑫(ロ)＋⑬(ロ)）－㉖）		
合計				㉙	㉚	㉛		㉜	㉝	㉞
					控除未済繰越額（㉙－㉛）㉟				控除未済繰越額（㉜－㉞）㊱	

（注）⑧～⑮の各欄は、上段に道府県民税相当分、下段に市町村民税相当分をそれぞれ記載してください。
⑯～⑱の「道府県民税」「市町村民税」の各欄は、上段に控除未済外国法人税等額、下段に控除未済税額控除不足額相当額をそれぞれ記載してください。

東京都主税局